

重要 収入・資産の証明について

申請者及び申請者と同一の世帯に属する者「以下：世帯員」は、収入や資産に関する書類のコピーを提出していただきます。「住居確保給付金の申請に必要な書類」を確認のうえ、すべての書類を揃えてから郵送ください。

月末にならないと収入証明が提出できない場合は、住居確保給付金の申請に必要な書類の用紙に何日頃までに提出できるか記入してお送りください。

書類の不備や不足がある場合や申請内容について確認が必要な場合は、電話または郵送で、お問い合わせをさせていただきます。書類がすべて揃うまでは審査が始められず、審査が遅れますのでご注意ください。

※申請月の翌月末までに必要書類を用意できない場合は不支給になる場合があります。

【特に注意していただく書類】

① 収入証明の書類

世帯員は、申請月の収入証明を必ずご提出ください。

- ・給料明細のコピーまたは、失業給付や年金の支払いがわかる証明のコピーなど。
- ・収入は手取りではなく、総支給額（事業主から支給される交通費のみ除く）です。
- ・年金も同じく、保険料等差引前の総支給額が確認できる書類が必要です。

自営業、個人事業主等で、申請月の収入がゼロやマイナスであっても、収入証明として帳簿等が必要です。

申請月の収入をゼロで申告される場合は、売上をゼロ、経費（通信費など）として内訳が記載されている帳簿などでかまいません。

帳簿をつけていない方は、申請月の収支について、収入（ゼロでも構いません）と、経費の内訳を記載し、お送りください。（様式は問いません）

- ・収入証明（台帳など）は申請月の月末まで記載されているものをご提出ください。

② 資産の確認：預貯金及び債券、株式、投資信託等（NISA や暗号資産も含む）

「以下：預貯金及び債券等」

世帯員が保有する、すべての通帳等のコピーの提出をお願いします。

- ・預貯金については、金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人の記載部分と、最新の残高を記帳して、申請日の残高を含む、申請月の取引明細をコピーしてください。ネットバンクで通帳等を所持していない場合も、上記項目が記載されている部分を印刷して、提出してください。
- ・債券等を保有している場合は、債券等の名称、保有名義人、申請日時点の金額（日本円）が分かる書類を提出してください。
- ・コピーの一部を黒塗りや切抜きしている場合は再提出を依頼する場合があります。

裏面につづく



(例) 【通帳の表】 【通帳の表のその裏面】 【申請日の残高を含む、申請月の取引履歴】

表のその裏面とは ⇒



※ネットバンクや通帳の提出ができない方は、「本人が確認できるページ」(金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人) と、申請日の残高を含む、申請月の取引明細をコピーしてください。氏名の記載がない場合は、キャッシュカードの表面のコピーも一緒にお送りいただければ、ネット上の口座番号とキャッシュカードの口座番号で本人確認をします。

③ 新型コロナウイルス感染症に関する給付金等の振込について

令和4年度中に振込まれた、新型コロナウイルス感染症に関する給付金や融資の振込がある場合は、資産から差引いた額を算定するため、その証明が必要です。(資産額が基準を超えている場合、資産合計から給付金や融資をマイナスして資産額を算出します) そのため、振込が確認できるページのコピーをしてください。